

(c) 計画等の策定及びその手続

第2次勧告(抄)

原則として、計画等の策定、内容、策定手続それぞれについて次の方針で見直すこととすべきである(計画等の策定手続のうち、(b)協議、同意、許可・認可・承認に該当するものについては、(b)に掲げる方針による)。

- ・ 計画等の策定の義務付けについては、廃止(単なる奨励にとどめることを含む。)
 - ・ 計画等の内容の義務付けについては、廃止(単なる奨励にとどめることを含む。)
- 又は条例制定の余地の許容
- ・ 計画等の策定手続のうち、意見聴取、公示・公告・公表等の義務付けについては、廃止(単なる奨励にとどめることを含む。)又は条例制定の余地の許容

(1) 見直し対象範囲

第2次勧告別紙1で示した条項のうち、次のいずれかに該当するもの

- (イ) 地方自治体又はその機関による計画、方針、指針、構想等(以下「計画等」という。)の策定の義務付け¹⁵ ¹⁶
- (ロ) 計画等の策定に当たっての内容(盛り込むべき事項の記載)の義務付け¹⁶
- (ハ) 計画等の策定に当たっての事前・事後の手続として次のいずれかを課しているもの
 - ・ 議決(当該地方自治体のほか、国・関係地方自治体その他の関係者による議決、及びこのための協議会等の場の設置をいう。)、協議・調整・意見聴取等・同意(当該地方自治体による国・関係地方自治体その他の関係者との協議・調整、及び関係地方自治体その他の関係者の意見聴取等・同意、並びにこれらのための協議会等の場の設置をいう。ただし、(b)の対象となるものを除く。)、認定
 - ・ 公示・公告・公表、閲覧・縦覧等¹⁶

(2) 計画等の策定及びその内容の義務付け((イ)及び(ロ))に係る具体的に講ずべき措置の方針

(1)の見直し対象範囲のうち、(イ)及び(ロ)については義務付けを廃止する。具体的には、次のいずれかの措置を講ずることとする(別紙3「(c)の具体的に講ずべき措置に係る参照条文」参照)。

¹⁵ 計画等の策定及びその手続を義務付けている条項が第2次勧告別紙1に含まれているものは、地方自治体又はその機関のみに義務付けているものに限らず、ここに含む。ただし、計画等が、国、都道府県に対する協議、同意、許可・認可・承認の対象となる計画等の策定に係るものは含むが、その申請に当たって添付すべき書類の一つとされているにとどまる場合は含まない。

¹⁶ A法で策定を義務付けている甲計画について、B法で甲計画の計画内容を変更する義務付け又は甲計画の策定手続を変更する義務付けを行っている場合には、A法のみでなく、B法による義務付けも含む。

- ・計画等の策定及びその内容に係る規定そのものの廃止¹⁷
- ・計画等の策定に係る規定の「できる」規定化¹⁸又は努力義務化、及びその内容に係る規定の例示化又は目的程度の内容への大枠化

ただし、計画等の内容に次の①～③に係る部分を含む場合には、計画等の策定及び①～③のそれぞれに係る部分の内容の義務付けの存置を許容する。

- ① 私人の権利・義務に関わる行政処分の直接的な根拠（私人、他の地方自治体の費用負担の直接的な根拠を含む。）となる計画を策定する場合
- ② 地方自治体の区域を越える一定の地域について給量的な規制・管理を行うために計画を策定する場合
- ③ 基本的事項について市町村による一定の判断があることを直接的な根拠として都道府県が計画を策定する場合

なお、計画等の内容に係る法律の規定の一部が「義務付け・枠付けの存置を許容する場合のメルクマール」又は「『義務付け・枠付けの存置を許容する場合のメルクマール』非該当だが、残さざるを得ないと判断するもののメルクマール」に該当すると判断できるものについても同様である。

また、計画等の内容に次の④に係る部分を含む場合には、次のいずれかの措置を講ずることとする（別紙3「(c)の具体的に講ずべき措置に係る参照条文」参照）。

- ・計画等の策定及びその内容に係る規定そのものの廃止¹⁷
 - ・④に係る計画等の内容の義務付けの存置を許容した上で、計画等の策定に係る規定の「できる」規定化又は努力義務化
 - ・（④に係る部分を含むが、①～③に係る部分と不可分である場合）計画等の策定の義務付けの存置は許容されることとなるが、④に係る計画等の内容が任意的記載事項であることの明確化
- ④ 法制度上、国の税制・財政・法制上の特例措置が講じられる計画又は特例措置を講ずることを促す計画を策定する場合

なお、財政上、税制上又は法制上の特例措置が講じられる内容が複数含まれ、個々に分離して措置を講ずることが許容される場合には、常に、そのすべての記載をしなければならぬものではなく、個々がそれぞれ独立して任意的記載事項であることを明確化する。

¹⁷ 計画等の策定及びその内容に係る規定としては廃止し、施策・事務に係る規定の範囲内で存置するものは、計画等の策定及びその内容の義務付けとしては廃止されたものと判断できる。

¹⁸ 法律上の要件に該当する場合であっても策定する必要があるかどうかを選択できるものであることを明確化するために、「地方公共団体は、（一定の要件に該当する場合に）……できる。」と改めることをいう。

(3) 計画等の策定の手続 (ハ) のうち一定の相手方の意見聴取等の義務付けに係る
具体的に講ずべき措置の方針

(1) の見直し対象範囲の(ハ)のうち、議決・協議・調整・意見聴取等・同意、認定の手続を義務付けているもの（以下「見直し対象意見聴取等義務」という。）のうち、地方自治体が国又は都道府県を相手方として行う行為（地方自治体が私人と同一に取り扱われているものを除く。）¹⁹については、見直しの方針は(b)と同様である。

これ以外については、見直し対象意見聴取等義務に係る規定そのものを廃止するか、又は協議・調整・意見聴取等に関する努力・配慮義務に係る規定とする（別紙3「(c)の具体的に講ずべき措置に係る参照条文」参照）。

ただし、議決、同意に係るものについては次の①の場合に限定して存置を許容し、また、協議・調整・意見聴取等については次の①～④の場合に存置を許容する。

- ① 当該計画によって一定の事務の処理又は費用の負担を求められることとなる者を相手方又はその構成員とする場合
- ② 具体的に範囲が特定された利害関係者、学識経験者を明示的に相手方又はその構成員とする場合
- ③ 地方自治体の区域を越える利害調整を行う必要があるときに、関係地方自治体を相手方又はその構成員とする場合
- ④ 地方自治体が処理する事務について、他の者が同一の個別具体的な目的から関連する事務を実施し、その整合性を確保する必要があると認められるときに、当該者を相手方又はその構成員とする場合

なお、見直し対象意見聴取等義務のうち、①～④に該当するとして存置が許容されるもの以外の条項については、見直し後、必要に応じて地方自治体が条例で議決、協議・調整・意見聴取等・同意（以下「私人等からの意見聴取等」という。）の手続を規定し得ることが必要であり、個別法令がこれを許容しない趣旨でない限り、条例で規定することは可能である。

他方、上記により措置を講じたときに、当該措置に係る相手方について地方自治体が条例で私人等からの意見聴取等の手続を定めることを許容しないことになる場合と解される場合には、当該措置に係る相手方について地方自治体が条例で私人等からの意見聴取等の手続を定めることができることを明示的に規定すべきである（別紙3「(c)の具体的に講ずべき措置に係る参照条文」参照）。

¹⁹ 法律上、国、都道府県、市町村、民間事業者等を問わず、施設管理者に対して協議・調整・意見聴取等を行い、又は施設管理者の同意を得ることを義務付けており、国、都道府県がその施設管理者としての立場で協議・調整・意見聴取等を受け、又は同意を行うものは除く。

(4) 計画等の策定の手続（ハ）のうち公示・公告・公表等の義務付けに係る具体的に講ずべき措置の方針

(1) の見直し対象範囲の（ハ）のうち、公示・公告・公表、閲覧・縦覧等（以下「公示・公告・公表等」という。）に係るものについては、公示・公告・公表等に係る規定そのものを廃止するか、又は公示・公告・公表等に関する努力・配慮義務に係る規定とする（別紙3「(c)の具体的に講ずべき措置に係る参照条文」参照）。

ただし、次の①～③の場合に限定して存置を許容する。

- ① 不特定多数の者の権利を制限し、又は義務を課する場合に、その効力発生要件又は内容を周知する手段として行われる場合
- ② 権利を有している者又は具体的に範囲が特定された利害関係者に主張の機会を付与するために行われる場合
- ③ 意見の申立て等、後続の手続の不可欠の前提となっている場合

(5) 計画等の策定の手続（私人等からの意見聴取等、公示・公告・公表等）の個別具体的な方法の義務付けに係る見直しの方針

(1) の見直し対象範囲の（ハ）のうち私人等からの意見聴取等、公示・公告・公表等の方法を個別具体的に特定しているもの（以下「見直し対象個別具体的方法義務」という。）は、見直し対象個別具体的方法義務に係る規定そのものを廃止するか、又は例示化する（別紙3「(c)の具体的に講ずべき措置に係る参照条文」参照）。

なお、見直し対象個別具体的方法義務については、見直し後、必要に応じて、地方自治体が条例で私人等からの意見聴取等、公示・公告・公表等の個別具体的な方法を規定し得ることが必要であり、個別法令がこれを許容しない趣旨でない限り、条例で規定することは可能である。

他方、上記により措置を講じたときに、当該措置に係る見直し対象個別具体的方法義務について地方自治体が条例で私人等からの意見聴取等、公示・公告・公表等の個別具体的な方法を定めることを許容しないことになると解される場合には、当該措置に係る相手方について地方自治体が条例で私人等からの意見聴取等、公示・公告・公表等の個別具体的な方法を規定することができることを明示的に規定すべきである（別紙3「(c)の具体的に講ずべき措置に係る参照条文」参照）。

3つの重点事項の個別条項について具体的に講
ずべき措置

別表 1 : 施設・公物設置管理の基準 1 - 1

別表 2 : 協議、同意、許可・認可・承認 1 - 3 1

別表 3 : 計画等の策定及びその手続 1 - 4 5

別表1の凡例

(a) 施設・公物設置管理の基準

1. 「分野」欄及び「通番」欄は、第2次勧告別紙1と同じである。
2. 「見直し対象」欄のうち、「概要」欄は、見直しの対象範囲となった施設・公物設置管理の基準の概略を示し、「該当条文」欄には、該当条文のうち見直し対象となる部分に下線を付した。
3. 「条例制定の主体」欄の記号の意味は、次のとおり。
「1」: 都道府県(大都市等に関する特例等により、指定都市等を含む場合もある。)
「2」: 市町村
「3」: 都道府県及び市町村
4. 「備考」欄は、次の場合に記載した。
 - ① 見直し対象施設等基準の一部が、第2次勧告で示した「義務付け・枠付けの存置を許容する場合のメルクマール」及び「『義務付け・枠付けの存置を許容する場合のメルクマール』非該当だが、残さざるを得ないと判断するもののメルクマール」(以下、「メルクマール」という。)に該当する場合。(該当する部分の内容の義務付けについては、存置を許容。)
 - ② 法令で基準が設定されていても、その内容を定量的、個別具体的に定めるために、条例を制定することが許容されていることが確認された場合。(「条例制定許容」と記しており、存置を許容。(第0章3(a)(2)ただし書き関連))
 - ③ 見直しに当たり特に留意すべき点を当委員会として指摘する場合。

分野	通番	法律	条	項	見直し対象		講ずべき措置		備考
					概要	該当条文(下線部)	見直しの方針	条例制定の主体	
9	13	マンションの建替えの円滑化等に関する法律	第120条	第1項	高齢者向け公共賃貸住宅への入居基準	(高齢者向け公共賃貸住宅への入居) 第百二十条 第百十七条の規定による申出に係る賃借人代替住宅又は転出区分所有者代替住宅が高齢者向け公共賃貸住宅である場合において、当該申出した者が高齢者居住安定確保法第四十九条第一項第三号に規定する入居者の資格に該当する者であるときは、当該高齢者向け公共賃貸住宅を管理する地方公共団体は、その者を当該高齢者向け公共賃貸住宅に入居させるものとする。	廃止又は条例委任	3	
			第121条	第1項	市町村借上住宅への入居基準	(市町村借上住宅への入居) 第百二十一条 第百十七条の規定による申出に係る賃借人代替住宅又は転出区分所有者代替住宅が市町村借上住宅である場合においては、当該市町村借上住宅を管理する市町村は、当該申出した者を当該市町村借上住宅に入居させるものとする。	廃止又は条例委任	2	
10	2	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	第3条	第1項	認定こども園の設備・運営基準	(教育、保育等を総合的に提供する施設の認定等) 第三条 幼稚園又は保育所等(以下「施設」という。)の設置者(都道府県を除く。)は、その設置する施設が次に掲げる要件に適合している旨の都道府県知事(保育所に係る児童福祉法の規定による認可その他の処分をする権限に係る事務を地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第八十条の二の規定に基づく都道府県知事の委任を受けて当該都道府県の教育委員会が行う場合その他の文部科学省令・厚生労働省令で定める場合)にあっては、都道府県の教育委員会(以下同じ。)の認定を受けることができる。 一 当該施設が幼稚園である場合にあつては、幼稚園教育要領(学校教育法第二十五条の規定に基づき幼稚園の教育課程その他の保育内容に関して文部科学大臣が定めるものをいう。)に従って編成された教育課程に基づく教育を行うほか、当該教育のための時間の終了後、当該幼稚園に在籍している子どものうち児童福祉法第三十九条第一項に規定する幼児に該当する者に対する保育を行うこと。 二 当該施設が保育所等である場合にあつては、児童福祉法第三十九条第一項に規定する幼児に対する保育を行うほか、当該幼児以外の満三歳以上の子ども(当該施設が保育所である場合にあつては、当該保育所が所在する市町村(特別区を含む。以下同じ。)における同法第二十四条第二項に規定する保育の実施に対する需要の状況に照らして適当と認められる数の子どもに限る。)を保育し、かつ、満三歳以上の子どもに対し学校教育法第二十三条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行うこと。 三 子育て支援事業のうち、当該施設の所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うこと。 四 文部科学大臣と厚生労働大臣とが協議して定める施設の設備及び運営に関する基準を参照して都道府県の条例で定める認定の基準に適合すること。	廃止又は条例委任	1	参酌すべき基準の一層の弾力化、大綱化

分野	通番	法律	条	項	見直し対象		講ずべき措置		備考
					概要	該当条文(下線部)	見直しの方針	条例制定の主体	
10	2	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	第3条	第2項	認定こども園の設備・運営基準	<p>2 幼稚園及び保育所等のそれぞれの用に供される建物及びその附属設備が一体的に設置されている場合における当該幼稚園及び保育所等(以下「<u>幼保連携施設</u>」という。)の設置者(都道府県を除く。)は、その設置する幼保連携施設が次に掲げる要件に適合している旨の都道府県知事の認定を受けることができる。</p> <p>一 次のいずれかに該当する施設であること。</p> <p>イ 当該幼保連携施設を構成する保育所等において、<u>満三歳以上の子ども</u>に対し学校教育法第二十三条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行い、かつ、当該保育を実施するに当たり当該幼保連携施設を構成する幼稚園との緊密な連携協力体制が確保されていること。</p> <p>ロ 当該幼保連携施設を構成する保育所等に<u>入所していた子ども</u>を引き続き当該幼保連携施設を構成する幼稚園に入園させて一貫した教育及び保育を行うこと。</p> <p>二 子育て支援事業のうち、当該幼保連携施設の所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うこと。</p> <p>三 <u>文部科学大臣と厚生労働大臣とが協議して定める施設の設備及び運営に関する基準</u>を参照して都道府県の条例で定める認定の基準に適合すること。</p>	廃止又は条例委任	1	参酌すべき基準の一層の弾力化、大綱化
			第5条	第2項	認定こども園の表示基準	<p>2 認定こども園(第三条第一項又は第二項の認定を受けた施設及び同条第三項の規定による公示がされた施設をいう。以下同じ。)の設置者は、<u>子の建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設が認定こども園である旨の表示</u>をしなければならない。</p>	廃止又は条例委任	1	
10	3	学校教育法	第3条		学校の設置基準	<p>第三条 学校を設置しようとする者は、学校の種類に応じ、<u>文部科学大臣の定める設備、編制その他に関する設置基準</u>に従い、これを設置しなければならない。</p>	廃止又は条例委任	1	
			第128条		専修学校の設置基準	<p>第百二十八条 専修学校は、次に掲げる事項について文部科学大臣の定める基準に適合していなければならない。</p> <p>一 目的、生徒の数又は課程の種類に応じて置かなければならない教員の数</p> <p>二 目的、生徒の数又は課程の種類に応じて有しなければならない校地及び校舎の面積並びにその位置及び環境</p> <p>三 目的、生徒の数又は課程の種類に応じて有しなければならない設備</p> <p>四 目的又は課程の種類に応じた教育課程及び編制の大綱</p>	廃止又は条例委任	1	
			第129条	第2項	専修学校の校長資格	<p>2 専修学校の校長は、<u>教育に関する識見を有し、かつ、教育、学術又は文化に関する業務に従事した者</u>でなければならない。</p>	廃止又は条例委任	1	
			第129条	第3項	専修学校の教員資格	<p>3 専修学校の教員は、<u>子の担当する教育に関する専門的な知識又は技能</u>に関し、<u>文部科学大臣の定める資格を有する者</u>でなければならない。</p>	廃止又は条例委任	1	

分野	通番	法律	条	項	見直し対象		講ずべき措置		備考
					概要	該当条文(下線部)	見直しの方針	条例制定の主体	
21	6	児童福祉法	第24条	第1項	保育所の利用者基準	第二十四条 市町村は、保護者の労働又は疾病その他の政令で定める基準に従い条例で定める事由により、その監護すべき乳児、幼児又は第三十九条第三項に規定する児童の保育に欠けるところがある場合において、保護者から申込みがあつたときは、それらの児童を保育所において保育しなければならない。ただし、付近に保育所がない等やむを得ない事由があるときは、その他の適切な保護をしなければならない。	廃止又は条例委任	2	
			第24条の12	第1項	指定知的障害児施設の従業者の資格	第二十四条の十二 指定知的障害児施設等の設置者は、厚生労働省令で定める基準に従い、指定施設支援に従事する従業者を有しなければならない。	廃止又は条例委任	1	
			第24条の12	第2項	指定知的障害児施設の設備・運営基準	② 指定知的障害児施設等の設置者は、厚生労働省令で定める指定知的障害児施設等の設備及び運営に関する基準に従い、指定施設支援を提供しなければならない。	廃止又は条例委任	1	
			第35条	第2項	都道府県が設置する児童福祉施設の職員の資格	② 都道府県は、政令の定めるところにより、児童福祉施設を設置しなければならない。	廃止又は条例委任	1	
			第45条	第2項	児童福祉施設の設備・運営基準	② 児童福祉施設の設置者及び里親は、前項の最低基準を遵守しなければならない。	廃止又は条例委任	3	
21	12	老人福祉法	第17条	第2項	老人福祉施設の設備・運営基準	2 養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設置者は、前項の基準を遵守しなければならない。	廃止又は条例委任	3	

別表2の凡例

(b) 協議、同意、許可・認可・承認

1. 「分野」欄及び「通番」欄は、第2次勧告別紙1と同じである。
2. 「見直し対象」欄は、見直し対象範囲に該当する協議、同意、許可・認可・承認の概略を示した。なお、協議を受け、又は同意、許可・認可・承認を行う者は、括弧内に記した。
 (例)・同意協議(大臣):大臣の同意を要する協議 (同意のみの場合を含む)
 ・協議(知事):知事への協議
3. 「講ずべき措置」欄の記号に対応して、具体的に講ずべき措置は以下のとおりである。
 なお、「×」の場合は、見直し対象を廃止すべきものである。

「講ずべき措置」欄の記号	本文の記述(「講ずべき措置」欄の記号に対応) 【 】内は本文の記述箇所	具体的に講ずべき措置
1a	法制度上当然に、国の税制・財政上の特例措置が講じられる計画を策定する場合 【(b)(2)(i)(a)】	同意を要する協議を許容
1b	地方自治体の区域を越える一定の地域について総量的な規制・管理を行うため国が定める総量的な具体的な基準をもとに関係地方自治体が計画を策定する場合 【(b)(2)(i)(b)】	
1①	法制度上当然に、国の施策を集中的・重点的に講ずるものとされており、法制上の特別の効果が生じる計画を策定する場合において、当該国の施策と当該計画との整合性を特に確保しなければ当該国の施策の実施に著しく支障が生ずると認められるもの 【(b)(2)(i)①】	
1②	国(都道府県)に対して一定の事務の処理を義務付けることとなる場合であって、国(都道府県)の施策と整合性を特に確保しなければこれらの施策の実施に著しく支障が生ずると認められるもの 【(b)(2)(i)②】	
1③	地方自治体の区域を越えて移動する天然資源について広域的な観点から適正管理を行う場合であって、関係地方自治体の間では利害調整が明らかに困難であり、国が特にその処理の適正を確保する必要があるもの 【(b)(2)(i)③】	

2①	<p>国・地方自治体の事務配分の特例を許容するために事務の移譲を受ける都道府県、市町村が協議を求める場合、又は国・地方自治体以外の主体と市町村(都道府県)の間の事務配分の特例を都道府県(国)が許容する場合であって、都道府県(国)が特にその処理の適正を確保する必要があるもの</p> <p style="text-align: right;">【(b)(2)(ii)①】</p>	同意を要しない 協議を許容
2②	<p>地方自治体の区域を越える一定の地域について総量的な規制・管理を行うため国が定める総量的な目標に従って関係地方自治体が計画を策定する場合</p> <p style="text-align: right;">【(b)(2)(ii)②】</p>	
2③	<p>事務の処理に当たって当該地方自治体の区域を越える利害調整が必要であるが、関係地方自治体との間での利害調整が明らかに困難であり、国(都道府県)が特にその処理の適正を確保する必要があるもの</p> <p style="text-align: right;">【(b)(2)(ii)③】</p>	
2④	<p>同一の個別具体的な行政目的の達成のために国・地方自治体にそれぞれ専ら担う権限が配分されているため、国(都道府県)との調整が不可欠である場合であって、私人の権利・義務に関わるもの</p> <p style="text-align: right;">【(b)(2)(ii)④】</p>	
2⑤	<p>同一の事案について国(都道府県)が異なる個別具体的な行政目的から重畳的に異なる権限を行使することが可能である場合、又は国(都道府県)が既に行った行政処分の内容と抵触する可能性がある権限を行使する場合であって、私人の権利・義務に関わるもの</p> <p style="text-align: right;">【(b)(2)(ii)⑤】</p>	
2⑥	<p>私人に対して課される義務付けを国及び地方自治体に対して免除している場合であって、国に対する協議を義務付ける相手方として地方自治体を国と同様に扱っている事務を処理するもの</p> <p style="text-align: right;">【(b)(2)(ii)⑥】</p>	
3d	<p>刑法等で一般には禁止されているが特別に地方自治体に許されているような事務を処理する場合</p> <p style="text-align: right;">【(b)(2)(iii) (d)】</p>	許可・認可・承認を許容
3e	<p>公用収用・公用換地・権利変換に関する事務を処理する場合</p> <p style="text-align: right;">【(b)(2)(iii) (e)】</p>	
3f	<p>補助対象資産、国有財産処分等に関する事務を処理する場合</p> <p style="text-align: right;">【(b)(2)(iii) (f)】</p>	
3g	<p>法人の設立に関する事務を処理する場合</p> <p style="text-align: right;">【(b)(2)(iii) (g)】</p>	
3h	<p>国の関与の名宛人として地方自治体を国と同様に扱っている事務を処理する場合</p> <p style="text-align: right;">【(b)(2)(iii) (h)】</p>	
3①	<p>私人に対しては許可・認可を行うものとされている事業を地方自治体が行う場合であって、地方自治体の事務として定着していないもの</p> <p style="text-align: right;">【(b)(2)(iii)①】</p>	

4①	同一の個別具体的な行政目的の達成のために国・地方自治体にそれぞれ専ら担う権限が配分されているため、 <u>国(都道府県)との調整が不可欠である場合</u> 【(b)(2)(iv)①】	意見聴取を許容
5①	私人に対しては許可・認可を行うものとされている事業を地方自治体が行う場合であって、 <u>事前に国(都道府県)が特に把握しておく必要が認められるもの</u> 【(b)(2)(v)①】	事前報告・届出・通知を許容
6①	法制度上、国の税制・財政・法制上の特例措置を講ずることを促す場合 【(b)(2)(vi)①】	事後報告・届出・通知を許容
6②	法制度上、講じられる事後的な是正措置の端緒として把握する必要がある場合 【(b)(2)(vi)②】	
2※ 4※ 5※ 6※	第〇章3(b)(2)において「(i)(ii)(iv)(v)の項目のうち下破線部分には該当しないが、それ以外の部分に該当しているものについては、下破線部分に該当しない程度に応じて個々に判断し、それぞれの場合に許容するものとされている同意を要する協議、同意を要しない協議、意見聴取、事前報告・届出・通知よりも弱い形態のものとする。」とされており、これに基づき「同意を要しない協議」「意見聴取」「事前報告・届出・通知」「事後報告・届出・通知」が必要と判断する場合は、それぞれ2※、4※、5※、6※と記載。	

4. 「備考」欄は、次の場合に記載した。

- ① 「講ずべき措置」欄で、2※、4※、5※、6※と記したものについて、許容される形態を示す場合。
- ② 見直しに当たり特に留意すべき点を当委員会として指摘する場合。

分野	通番	法律	条	項	見直し対象	講ずべき措置	備考
21	1	社会福祉法	第14条	第8項	同意協議(知事)	2①	
			第73条	第1項	許可(知事)	×	
21	13	高齢者の医療の確保に関する法律	第133条	第2項	協議(知事)	×	
22	1	国民健康保険法	第12条		協議(知事)	×	

別表3の凡例

(c) 計画等の策定及びその手続

1. 「分野」欄及び「通番」欄は、第2次勧告別紙1と同じである。
2. 「見直し対象」欄は、見直し対象となる計画等の策定及びその手続の概略を示した。
3. 「整理記号」の意味及び「講ずべき措置」欄の記号に対応して、具体的に講ずべき措置は、以下のとおりである。

(1)「講ずべき措置」欄が「×」の場合

整理記号	意味	具体的に講ずべき措置 (「講ずべき措置」欄が「×」の場合)
c2	計画等の策定及びその内容	次のいずれかの措置を講ずる ・ 計画等の策定及びその内容に係る規定そのものの廃止 ・ 計画等の策定に係る規定の「できる」規定化又は努力義務化、及びその内容に係る規定の例示化又は目的程度の内容への大枠化
cb	計画等の策定の手続のうち一定の相手方の意見聴取等の義務付け（地方自治体が国又は都道府県を相手方として行う行為）	廃止
c3	計画等の策定の手続のうち一定の相手方の意見聴取等の義務付け（cbに該当するものを除く）	廃止又は協議・調整・意見聴取等に関する努力・配慮義務に係る規定化
c4	計画等の策定の手続のうち公示・公告・公表等の義務付け	廃止又は公示・公告・公表等に関する努力・配慮義務に係る規定化
c5	計画等の策定の手続（私人等からの意見聴取等、公示・公告・公表等）の個別具体的な方法の義務付け	廃止又は例示化

(2)「講ずべき措置」欄が「×」以外の場合（「整理記号」の意味は(1)の場合と同じ）

整理記号	「講ずべき措置」欄の記号	本文の記述（「講ずべき措置」欄の記号に対応） 【 】内は本文の記述箇所	具体的に講ずべき措置
c2	①	私人の権利・義務に関わる行政処分の直接的な根拠（私人、他の地方自治体の費用負担の直接的な根拠を含む。）となる計画を策定する場合 【(c)(2)①】	計画等の策定及び内容(①～③に係る部分)の義務付けの存置を許容
	②	地方自治体の区域を越える一定の地域について総量的な規制・管理を行うために計画を策定する場合 【(c)(2)②】	
	③	基本的事項について市町村による一定の判断があることを直接的な根拠として都道府県が計画を策定する場合 【(c)(2)③】	
	④	法制度上、国の税制・財政・法制上の特例措置が講じられる計画又は特例措置を講ずることを促す計画を策定する場合 【(c)(2)④】	次のいずれかの措置を講ずる ・ 計画等の策定及びその内容に係る規定そのものの廃止 ・ ④に係る計画等の内容の義務付けの存置を許容した上で、計画等の策定に係る規定の「できる」規定化又は努力義務化 ・ c2①～③に係る部分と不可分である場合、計画等の策定の義務付けの存置は許容されることとなるが、④に係る計画等の内容が任意的記載事項であることの明確化
cb	別表2(b)の表中記号	議決、協議・調整・意見聴取等・同意、認定の手続を義務付けているもののうち、地方自治体が国又は都道府県を相手方として行う行為（地方自治体が私人と同一に取り扱われているものを除く）については、見直しの方針は(b)と同様 【(c)(3)第一段落】	(b)協議、同意、許可・認可・承認における措置の方針と同じ 「別表2の凡例」を参照
c3	①	当該計画によって一定の事務の処理又は費用の負担を求められることとなる者を相手方又はその構成員とする場合 【(c)(3)①】	(①の場合) 議決、同意の存置を許容 (①～④の場合)
	②	具体的に範囲が特定された利害関係者、学識経験者を明示的に相手方又はその構成員とする場合 【(c)(3)②】	協議・調整・意見聴取等の存置を許容

	③	地方自治体の区域を越える利害調整を行う必要があるときに、関係地方自治体を相手方又はその構成員とする場合 【(c)(3)③】	
	④	地方自治体が処理する事務について、他の者が同一の個別具体的な目的から関連する事務を実施し、その整合性を確保する必要があると認められるときに、当該者を相手方又はその構成員とする場合 【(c)(3)④】	
c4	①	不特定多数の者の権利を制限し、又は義務を課する場合に、その効力発生要件又は内容を周知する手段として行われる場合 【(c)(4)①】	公示・公告・公表等の存置を許容
	②	権利を有している者又は具体的に範囲が特定された利害関係者に主張の機会を付与するために行われる場合 【(c)(4)②】	
	③	意見の申立て等、後続の手続の不可欠の前提となっている場合 【(c)(4)③】	

4. 「備考」欄は、次の場合に記載した。

- ① メルクマールに該当する場合。(該当する計画等の内容は、存置を許容。)
- ② 見直しに当たり特に留意すべき点を当委員会として指摘する場合。

分野	通番	法律	条	項	見直し対象	(整理記号)	講ずべき措置	備考
20	33	下水道の整備等に 伴う一般廃棄物処 理業等の合理化に 関する特別措置法	第3条	第2項	合理化事業計画の内容	c2	④(下水道の整備等に 伴う一般廃棄物処理業等の 事業の転換並びに経営の 近代化及び規模の適正 化、下水道等の整備等 により業務の縮小又は廃止 を余儀なくされる一般廃棄 物処理業等を行う者に対 する資金上の措置に係る 部分) ×(その他)	
20	44	医療法	第30条の4	第2項	医療計画の内容	c2	①(10号~12号に係る部 分) ×(その他)	メルクマールv:4号~8号 基準病床数の算定に当た り独自に加減算できるよう 見直し
			第30条の4	第10項	学識経験者の団体の意見聴取	c3	②	
			第30条の4	第12項	医療計画の内容の公示	c4	①	
			第30条の6	第1項	医療計画の変更	c2	×	
20	45	救急医療用ヘリコ プターを用いた救 急医療の確保に 関する特別措置法	第5条	第1項	医療計画に定める救急医療用ヘ リコプターを用いた救急医療の 確保の内容	c2	×	メルクマールv:2号
20	52	安全な血液製剤の 安定供給の確保等 に関する法律	第10条	第5項	献血推進計画の公表	c4	×	
21	1	社会福祉法	第20条		指導監督の計画の策定	c2	×	
			第107条		住民、福祉事業者等の意見反映	c3	②(社会福祉を目的とする 事業を営業者その他 社会福祉に関する活動 を行う者に係る部分) ×(その他)	
					市町村地域福祉計画の内容の 事前公表	c4	×	
			第108条		住民等の意見反映	c3	×	
					都道府県地域福祉支援計画内 容の事前公表	c4	×	
21	3	民生委員法	第18条		民生委員の指導監督の計画の 策定	c2	×	
21	5	次世代育成支援対 策推進法	第8条	第1項	市町村行動計画の策定	c2	×	
			第8条	第2項	市町村行動計画の内容	c2	×	
			第8条	第3項	住民の意見反映	c3	×	
			第8条	第4項	市町村行動計画の公表	c4	×	
			第8条	第5項	市町村行動計画に基づく措置の 実施状況の公表	c4	×	
			第8条	第6項	市町村行動計画の公表方法	c5	×	
			第9条	第1項	都道府県行動計画の策定	c2	×	
			第9条	第2項	都道府県行動計画の内容	c2	×	
			第9条	第3項	住民の意見反映	c3	×	

分野	通番	法律	条	項	見直し対象	(整理記号)	講ずべき措置	備考
21	5	次世代育成支援対策推進法	第9条	第4項	都道府県行動計画の公表	c4	×	
			第9条	第5項	都道府県行動計画に基づく措置の実施状況の公表	c4	×	
			第9条	第6項	都道府県行動計画の公表方法	c5	×	
			第19条	第1項	特定事業主行動計画の策定	c2	×	
			第19条	第2項	特定事業主行動計画の内容	c2	×	
			第19条	第3項	特定事業主行動計画の公表	c4	×	
21	6	児童福祉法	第18条の2		児童委員の研修の計画の策定	c2	×	
			第56条の8	第1項	市町村保育計画の策定	c2	×	
			第56条の8	第2項	住民の意見反映	c3	×	
			第56条の8	第3項	市町村保育計画の公表	c4	×	
			第56条の8	第4項	市町村保育計画実施状況の公表	c4	×	
					市町村保育計画の公表方法	c5	×	
			第56条の9	第1項	都道府県保育計画の策定	c2	×	
			第56条の9	第2項	住民の意見反映	c3	×	
			第56条の9	第3項	都道府県保育計画の公表	c4	×	
第56条の9	第5項	都道府県保育計画実施状況の公表	c4	×				
		都道府県保育計画の公表方法	c5	×				
21	10	母子及び寡婦福祉法	第12条	第1項	母子福祉団体その他関係者の意見反映	c3	②(母子福祉団体に係る部分) ×(その他)	
					母子家庭及び寡婦自立促進計画内容の事前公表	c4	×	
21	12	老人福祉法	第20条の8	第1項	市町村老人福祉計画の策定	c2	②	
			第20条の8	第2項	市町村老人福祉計画の内容	c2	②(1号に係る部分) ×(その他)	
			第20条の8	第3項	市町村老人福祉計画内容における勘案事項	c2	②	
			第20条の8	第5項	市町村老人福祉計画内容における勘案事項	c2	×	
			第20条の8	第8項	都道府県の意見聴取	cb	4①(1号に係る部分) ×(その他)	
			第20条の9	第1項	都道府県老人福祉計画の策定	c2	①	
			第20条の9	第2項	都道府県老人福祉計画の内容	c2	①(1号に係る部分) ×(その他)	
			第20条の9	第3項	都道府県老人福祉計画策定における勘案事項	c2	①	

条例委任する場合の基準設定の類型

	「参酌すべき基準」型	「標準」型	「従うべき基準」型
法的効果	○「参酌すべき基準」とは、十分参照しなければならない基準 ○条例の制定に当たっては、法令の「参酌すべき基準」を十分参照した上で判断しなければならない	○「標準」とは、通常よるべき基準 ○条例の内容は、法令の「標準」を標準とする範囲内でなければならない	○「従うべき基準」とは、必ず適合しなければならない基準 ○条例の内容は、法令の「従うべき基準」に従わなければならない
異なるものを定めることの許容の程度	法令の「参酌すべき基準」を十分参照した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることは許容	法令の「標準」を標準としつつ、合理的な理由がある範囲内で、地域の実情に応じた「標準」と異なる内容を定めることは許容	法令の「従うべき基準」と異なる内容を定めることは許容されないが、当該基準に従う範囲内で、地域の実情に応じた内容を定めることは許容
備考	「参酌する行為」を行ったかどうかについて説明責任（行為規範） ⇒「参酌する行為」を行わなかった場合は違法 「参考とすべき基準」「斟酌すべき基準」「勘案すべき基準」「考慮すべき基準」も同じ	「標準」と異なる内容について説明責任 ⇒ 合理的な理由がない場合は違法 「準則」も同じ	「従うべき基準」の範囲内であることについて説明責任 ⇒ 基準の範囲を超える場合は違法 「定めるべき基準」「遵守すべき基準」「適合すべき基準」「よるべき基準」も同じ